調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	５１ＴＶ１ＡＡ０００９－０００２
	調達要求年月日	平成２７年　７月　２２日
	作　成　部　課	通信電子部補給計画課
	作成年月日	平成２７年　７月　２２日
品　　名	室内音響機器　ＧＧＩＵ－９	
仕様書番号	ＧＳ－Ｃ６３５９４２	

指　定　事　項　：

１　仕様書　2.2　構成
　表１－構成
　(1)　番号「1.2」品名「赤外線受光器Ａ」の数量は、「６」とする。
　(2)　番号「1.4」品名「ワイヤレスマイクロホンＡ」の数量は、「１」とする。
　(3)　番号「1.5」品名「ワイヤレスマイクロホンＢ」の数量は、「１」とする。
　(4)　番号「２」、「３」、「５」、「７」及び「８」の数量は、「０」とする。

２　仕様書　2.3.2　各部の機能・性能
　a)項の「1.1)赤外線受光部接続台数」は、「６台以上」とする。

３　仕様書　5.1　付属品
　表２－附属品
　(1)　番号「１」、「３」、及び「７」の数量は、「０」とする。
　(2)　番号「５」品名「充電式電池」の数量は、「２」とする。
　(3)　番号「６」品名「充電器」の数量は、「１」とする。

４　仕様書　5.5　納入書類
　納入書類の数量は、「０」とする。

５　仕様書　5.6　据付・設置
　(1)　据付・調整は、実施しない。
　(2)　別途調達する「映像音声制御装置Ⅱ型」に接続した場合の機能・性能を保証するものとする。

調達要求番号：５１ＴＶ１ＡＡ０００９－０００２

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
室内音響機器 ＧＧＩＵ－９		ＧＳ－Ｃ６３５９４２	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	平成２５年　１月２３日
		変　更	年　月　日
		作成部隊等名	補給統制本部　通信電子部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊等において使用する室内音響機器ＧＧＩＵ－９について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１**（以下，“**一般共仕**”という。）による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　製品に関する要求

2.1　部品・材料・加工方法

部品，材料及び加工方法は，原則として**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１**（以下，“**電子共仕**”という。）の**2.1**による。

2.2　構成

構成は，**表１**によるものとする。

表１－構成

番号	品　　名	数量 a)	備　　考 b)
1	赤外線ワイヤレスマイク装置	－	――――――
1.1	赤外線マイク受信器	１式	――――――
1.2	赤外線受光器A	4	天井取付用
1.3	赤外線受光器B	0	壁取付用
1.4	ワイヤレスマイクロホンA	3	ハンドマイク型
1.5	ワイヤレスマイクロホンB	3	タイピン型
2	有線マイクロホンA	1	ケーブル長６ｍ以上
3	有線マイクロホンB	1	――――――
4	信号切替制御器	0	――――――
5	アンプ	1	――――――
6	CDプレーヤ	0	――――――
7	電源ユニット	1	――――――

表 1－構成（続き）

番号	品　　名	数量 a)	備　　考 b)
8	スピーカ	2	――――――
注 a) 規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書による。 b) 規定の内容と異なる場合は，調達要領指定書による。			

2.3 機能・性能

2.3.1 総合機能

総合機能は，次による。

a) ワイヤレスマイクロホン 6 台以上 1)有線マイク 1 台以上 1)及び演台用マイク 1 台以上 1)とし，同時発言数は，8 台以上 1)とする。

b) CD プレーヤによって音楽を再生しながら a)の機能が発揮できるものとする。

c) アンプを搭載し，どこでも使用できるものとし，ピンジャックなどで接続することによって軽易に多種のスピーカから音声を出力できるものとする。

d) 電源ユニットは，電源スイッチによって赤外線ワイヤレスマイク装置，アンプ及び CD プレーヤの電源を制御できるものとする。

2.3.2 各部の機能・性能

各部の機能及び性能は，次による。

a) 赤外線ワイヤレスマイク装置

1) 赤外線マイク受信器

1.1) 赤外線受光部接続台数　4 台以上 1)

1.2) アンプ出力　1 系統以上

2) 赤外線送受光部 A

2.1) 指向性　無指向性

2.2) 音声受信　6 ch 以上

2.3) 天井取付用とする。

3) 赤外線送受光部 B

3.1) 音声受信　6 ch 以上

3.2) 壁取付用とする。

4) ワイヤレスマイクロホン A

4.1) 赤外線用ハンドマイクロホンとする。

4.2) 形状　棒状形

4.3) 指向性　単一指向性

4.4) 手元で電源の ON/OFF ができるものとする。

4.5) 電源　充電式電池及び乾電池

5) ワイヤレスマイクロホン B

5.1) 赤外線用タイピン型マイクロホンとする。

5.2) 指向性　単一指向性

5.3) 電源　充電式電池及び乾電池

b) 有線マイクロホン A

1) 形状　ダイナミック型ハンドマイクロホン

2) 指向特性　単一指向性

3) 感度　-55 dB 以上

4) 手元で電源の ON/OFF ができるものとする。

c) 有線マイクロホンB

1) 形状　コンデンサ型グースネックマイクロホン

2) 指向特性　単一指向性

3) 全長　400 mm以上

4) 卓上用マイクロホンスタンドを有するものとし，ケーブルは2.5 m以上[1)]とする。

d) 信号切替制御器

1) 声信号を感知し，通信制御信号を作成及び送信するのと同時に音声を送信するものとする。

2) 許容入力　ハイインピーダンス100系　0.5 W以上

3) 出力　通信制御信号及びライン

e) アンプ

1) 赤外線ワイヤレスマイク装置，有線マイクロホン，演台用マイクロホン，CDプレーヤ及び外部ラインを入力し，音声を増幅できるものとする。

2) 入力は，通信制御入力端子及び優先音声入力端子を有し，優先順位の高い放送が始まると，優先順位の低い放送はカットできるものとする。

3) 定格出力　60 W以上（ハイインピーダンス100系）

4) ファントム電源　2系統以上

5) 各入力及び一斉音量調整機能を有するものとする。

f) CDプレーヤ　アンプと一体型でも可とする。

g) 電源ユニット

1) コンセント　電源非連動　2個以上
　　電源連動　9個以上

2) 過負荷保護装置を有するものとする。

h) スピーカ

1) 周波数特性　80 Hz～20 kHz

2) 許容入力　60 W以上（連続）

3) 出力　80 dB以上

注 1) 規定の内容と異なる場合は，調達要領指定書による。

2.4 製品の表示

製品の表示は，原則として**電子共仕**の2.5及び2.6並びに**一般共仕**の2.3による。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，**一般共仕**の4.2.3によるものとし，個装及び内装の表示は，識別可能な商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は，**表2**によるものとし，市販品の場合は，標準添付品を含むものとする。

表 2－附属品

番号	品　　名	数量[a)]	備　　考[b)]
1	スピーカスタンド	2	――――――
2	スピーカ取付金具	0	――――――
3	マイクスタンド	2	a)　ハンドマイクロホン及び有線マイクロ用 b)　床置きスタンド c)　高さ調整できるものとする。
4	受光器スタンド	0	a)　赤外線送受光部用 b)　床置きスタンド c)　高さ調整できるものとする。
5	充電式電池	6	ワイヤレスマイクロホン A 及び B 用
6	充電器	2	a)　ワイヤレスマイクロホン A 及び B 用とし，充電池を取り出すことなく充電できるものとする。 b)　同時に 2 本以上充電可能なものとする。
7	機器収納架	1	a)　赤外線マイク受信機，信号切替制御器，アンプ，CD プレーヤ及び電源ユニット用 b)　耐震固定できるものとする。 c)　施錠可能な強化ガラス扉とする。
8	機器収納架用取付金具	1 式	赤外線マイク受信機
9	接続ケーブル	1 式	――――――
10	取扱説明書	1	――――――
11	試験成績書	1	市販品の場合は，品質保証書で代用できる。
注 [a)]　規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書による。 [b)]　規定の内容と異なる場合は，調達要領指定書による。			

5.2　承認用図面

承認用図面は，**電子共仕**の箇条 **4** による。ただし，**2.3** の構成が全て市販品の場合は，提出を省略することができる。

5.3　取扱説明書

取扱説明書は，**電子共仕**の **5.1 a)**による。

5.4　試験成績書

試験成績書は，**電子共仕**の箇条 **7** による。

5.5　納入書類

納入書類は，**電子共仕**の**表 1** 番号 1 a)によるものとし，数量は，調達要領指定書による。

5.6　据付・調整

据付け及び調整は，調達要領指定書で指定する場合に限り実施する。据付け及び調整を実施する場合は，契約の相手方は，契約後速やかに，現地調査を実施し，次の事項を記載した据付け，配線及び調整に係る実施計画書を作成して契約担当官等に提出し，承認を得た後，これに基づき据付け，環境設定，操作確認などを行うものとする。

a)　配置図

b)　接続図

5.7　情報の保全

情報の保全は，次による。

a)　契約の相手方は，本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを官側の許可なく行ってはならない。

b)　契約の相手方が第三者を従事させる場合などは，“情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達)”によって，所要の届出などを実施するものとする。

5.8　官側の支援

契約の相手方は，本契約の履行に当たって，次の事項について契約担当官等を経由し，官側の支援を受けることができる。

a)　駐屯地施設の利用

b)　作業に必要な電力，用水などの無償使用

c)　その他，契約履行に必要な事項

5.9　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，一般共仕の 8.3 による。